

松江地方法務局戸籍課 標準文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)	分類記号
				大分類	中分類	名称(小分類)					
1 統計に関する事項	国籍に関する統計の作成及び分析に関する重要な経緯	国籍に関する統計の作成及び分析に関する文書	・国籍事務に関する統計表	国籍	統計	〇〇年国籍事務に関する統計表	5年	廃棄	暦年	(別表1事項28を参照)	国001
		国籍に関する統計報告に係る記録がされた文書	・国籍に関する統計報告書類	国籍	統計	〇〇年国籍に関する統計報告書類	1年	廃棄	暦年		国002
2 国籍事務に関する事項	(1) 国籍事務に関する重要な経緯	国籍に関する訓令・通達・その他の例規類	・国籍に関する訓令・通達・その他の例規類	国籍	例規(現行)	〇〇年度国籍に関する訓令・通達・その他の例規類	常用	廃棄	年度	(別表1事項22を参照)	国003
		国籍に関する照会に対する回答文書	・照会に対する回答	国籍	照会回答	〇〇年度国籍認定に関する照会に対する回答	5年	廃棄	年度		(別表1事項11を参照)
	(2) 業務区分(1)に当たらないその他の業務	国籍業務に関する文書	・業務区分(1)に当たらないその他の国籍事務に関する文書	国籍	国籍事務	〇〇年度国籍事務に関する雑書	1年	廃棄	年度	国005	
		国籍業務に関する参考文書	・国籍事務処理に関する参考資料	国籍	国籍事務	〇〇年度国籍事務処理に関する参考資料	3年	廃棄	年度	国006	
3 帰化に関する事項	(1) 帰化許可に関する重要な経緯	帰化許可をすするため判決文書その他帰化許可に係る記録がされた文書	・帰化事件受付簿	国籍	帰化	〇〇年帰化事件受付簿	10年	廃棄	暦年	(別表1事項11を参照)	国007
			・帰化許可申請事件記録(許可)	国籍	帰化	〇〇年帰化許可申請事件記録(許可)	5年	廃棄	暦年		国008
	(2) 帰化不許可に関する重要な経緯	帰化不許可をすため判決文書その他帰化不許可に係る記録がされた文書	・帰化許可申請事件記録(不許可)	国籍	帰化	〇〇年帰化許可申請事件記録(不許可)	10年	廃棄	暦年	国009	
			・帰化申請取下げのための判決文書その他帰化申請取下げに係る記録がされた文書	国籍	帰化	〇〇年帰化許可申請事件記録(取下げ)	10年	廃棄	暦年	国010	
	(4) 帰化事件処理に関する事	帰化事件調査嘱託に係る記録がされた文書	・帰化事件嘱託受付簿	国籍	帰化	〇〇年帰化事件嘱託受付簿	3年	廃棄	暦年	国011	
			・帰化相談簿	国籍	帰化	〇〇年帰化相談簿	1年	廃棄	暦年	国012	
			・帰化者身分証明書発給簿	国籍	帰化	〇〇年帰化者身分証明書発給簿	1年	廃棄	暦年	国013	
	(5) 業務区分(1)から(4)までに当たらないその他の業務	帰化事件に関する文書	・業務区分(1)から(4)までに当たらないその他の帰化事件に関する文書	国籍	帰化	〇〇年度帰化事件に関する雑書	1年	廃棄	年度	国014	
	4 国籍取得に関する事項	(1) 国籍の取得に関する重要な経緯	国籍取得に係る記録がされた文書	・国籍取得届受付簿	国籍	国籍取得	〇〇年国籍取得届事件受付簿	30年	廃棄	暦年	国015
				・国籍取得の届出書類	国籍	国籍取得	〇〇年国籍取得事件記録	30年	廃棄	暦年	国016
		(2) 国籍取得に関する事	国籍相談に係る記録がされた文書	・届出による国籍取得相談簿	国籍	国籍取得	〇〇年国籍取得相談簿	1年	廃棄	暦年	国017
	(3) 業務区分(1)及び(2)に当たらないその他の業務	国籍取得に関する文書	・業務区分(1)及び(2)に当たらないその他の国籍取得に関する文書	国籍	国籍取得	〇〇年度国籍取得に関する雑書	1年	廃棄	年度	国018	
	5 国籍の選択に関する事項	(1) 国籍の選択に関する重要な経緯	国籍選択に係る記録がされた文書	・国籍選択未了者関係書類	国籍	国籍選択	〇〇年国籍選択未了者	事務処理完了の日の翌年から5年	廃棄	暦年	国019
				国籍選択に関する文書	・業務区分(1)に当たらないその他の国籍選択に関する文書	国籍	国籍選択	〇〇年度国籍選択事務に関する雑書	1年	廃棄	年度

国籍係

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)	分類記号
				大分類	中分類	名称(小分類)					
6 国籍の離脱に関する事項	(1)国籍の離脱に関する重要な経緯	国籍離脱に係る記録がされた文書	・国籍離脱事件受付簿	国籍	国籍離脱	〇〇年度国籍離脱事件受付簿	30年	廃棄	暦年		国021
			・国籍離脱事件記録	国籍	国籍離脱	〇〇年度国籍離脱事件記録	30年	廃棄	暦年		国022
	(2)国籍離脱に関すること	国籍離脱相談に係る記録がされた文書	・国籍離脱相談簿	国籍	国籍離脱	〇〇年度国籍離脱相談簿	1年	廃棄	暦年		国023
	(3)業務区分(1)から(2)までに当たらないその他の業務	国籍離脱事件に関する文書	・業務区分(1)及び(2)に当たらないその他の国籍離脱事件に関する文書	国籍	国籍離脱	〇〇年度国籍離脱事件に関する雑書	1年	廃棄	年度		国024
<p>備考</p> <p>本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。</p>											

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について
「人事」…人事院規則
「内閣」…人事記録の記載事項等に関する内閣府令
「統計」…人事統計報告に関する政令(昭和41年政令第12号)
「〇〇」…〇〇〇〇